



稲敷市告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、稲敷東部台都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月23日

稲敷市長 田口久



- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）
- 2 都市計画を決定する土地の区域
稲敷市高田字前原
- 3 縦覧場所
〒300-0595 稲敷市犬塚1570番地1
稲敷市産業建設部都市計画課

稲敷東部台都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定（稲敷市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	江戸崎地方衛生土木 組合 ごみ処理施設	稲敷市高田字前原	約 37,300m ²	処理能力 焼却施設 70 t/日 リサイクルセンター 4.7 t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

循環型社会・低炭素社会を形成し、もって住民福祉の向上につなげるため、都市計画ごみ焼却場を決定するものである。

